

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (10月29日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
同意第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託	15
議案第37号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	17
意見案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	18
諸般の報告	20
日程の追加	20
議案第34号～議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	21
日程の追加	24
議案第37号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	24
閉会の宣告	26
署名議員	26

令和3年第7回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和3年10月29日
会期 1日間
閉会 令和3年10月29日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
10月29日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 同意第6号質疑、付託省略(即決) 議案第34号～第36号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第37号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前10時40分	議案第34号～第36号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午前11時10分	議案第37号予算審査特別委員会(説明～採決)
		本会議	午前11時40分	議案第34号～第36号経済建設常任委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 議案第37号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討 論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

令和3年第7回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和3年10月29日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和3年10月29日 午前10時00分)

閉 会 (令和3年10月29日 午後0時53分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光

副 村 長 島 袋 幸 俊

総 務 課 長 知 念 和 史

財 務 課 長 真喜志 亮

住 民 福 祉 課 長 佐久川 紀 亮

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	同 意 第 6 号	教育委員会教育長の任命について	提案説明 付託省略
5	議 案 第 3 4 号	大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について	提案説明 質疑～付託
6	議 案 第 3 5 号	大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について	提案説明 質疑～付託
7	議 案 第 3 6 号	大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約について	提案説明 質疑～付託
8	議 案 第 3 7 号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	提案説明 質疑～付託
9	意 見 第 8 号	海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書	提案説明 付託省略

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 3 4 号	大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
2	議 案 第 3 5 号	大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
3	議 案 第 3 6 号	大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
4	議 案 第 3 7 号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和3年第7回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 友寄景善議員及び5番 大山美佐子議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎同意第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 同意第6号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。同意第6号 教育委員会教育長の任命について
大宜味村教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。
住 所 大宜味村字大保326番地5
氏 名 米須 邦雄
昭和27年8月14日生

令和3年10月29日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、同意を求める。

なお、米須邦雄氏については2期6年間、小学校統合、中学校移転、また令和2年には認定こども園の開園にも尽力してまいりました。今後の3年間は未発刊の村史の発刊や文化協会の設立及び発展に期待しているところでございます。

履歴書等については添付してございますので、よろしく御参照願いたいと思います。御審議よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから同意第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 提案理由についてお尋ねしますが、前の議会、以前から提案理由の書き方がちょっと親切じゃないということでやってですね、改善されて上等になっているときもあるんですが、今度また後戻りしてこのような提案理由の書き方をしている。提案理由として、村長から口頭で若干ありましたけれども、やはり文書でしっかり書いて議会に提案すべきであると思います。いきなり法律第何条云々に同意を求める。これは法律第何条に基づき同意を求めるというのは手続上のことであって、それ以前に何かがある。理由があって法律第何条に基づき同意を求める。そういう書き方じゃないと何のために提案しているのかよく分からない。例えばですね、今年の3月定例会で二人の教育委員を任命したいということで提案されています。この提案理由をはっきりとしていて分かりやすいですよ。ちょっと読みますね。提案理由として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定による教育委員会の委員のうち、山本昌一委員の任期が令和3年3月31日に満了するので、同委員を再任するため、ここで法律、同法第何条により、議会の同意を求めると、こういう提案のやり方じゃないと分かりづらい。せっかく3月定例会でこんなしてちゃんと書いてあるのに、何でまたこの簡単な提案の仕方になっているのか。もう一人も3月定例会で、邊土名さんもやっています。この提案理由としてね、山城豊委員の任期が令和3年3月31日に満了するので、後任の委員を選任するため、同法第何条により、議会の同意を求めると、こういう書き方をしないと駄目じゃないですか。ただ、簡単にすぐいきなり法律第何条に基づき提案すると、当然可決されるからということであってかかかって議会で提案しているんじゃないかと疑いたくなります。

ちょっと村長にお伺いしますが、この議案の書類を出すときに提案理由とかですね、これは担当がやると思うんですが、このチェック体制はどうなっているのか。役場庁内でしっかり審議して、審議されたものがこうして議会で提案されると思うんですが、その辺の手続というんですか、チェック体制はどうなっているかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございました。

チェックについては、これは庁議の中で皆さんにその文面を読んで、皆さんの意見を聞いて庁議で決定をして議会上程しているところであります。今、友寄議員から指摘があったように、確かにこの文面だけでは分かりにくいということもあって、今回、内容のほうの説明でやりましたけれども、やっぱりそういったところをしっかりと提案理由に入れてやる必要があるのかなという思いをいたしました。今後その辺を十分調整しながらやっていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 庁議でのチェック体制をしっかりとやって、ちゃんとしたものを、議員がちゃんと審議できるように明瞭に書いて提案していただきたい。参考のために、去る9月定例会で固定資産評価審査委員会の委員の選任についてという同意案件がありまして、この提案理由は本当に分かりやすいです。提案理由を読み上げますよ。令和3年11月8日付けをもって、現委員の任期が満了することに伴い、後任委員を選任する必要があるため、地方税法云々で議会の同意を求める。これで立派にやっているのになぜ後戻りしたのか、非常に私は不信感を持っているわけですよ。ですから、さっき言ったように庁議でそこら辺はしっかりチェックして議会に提案していただきたいということ。

それで任期なんですけど、任期はいつですかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 任期は11月9日です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 任期が11月9日ということで、臨時議会に提案されたと思うんですが、固定資産評価審査委員会の委員の選任についてですが、これは9月定例会でやっているんです。そのときの現委員の任期は11月8日なんです。8日。それを9月の定例会にかけている。教育長の任期は11月9日で、今臨時会にやっておりますが、固定資産評価審査委員会委員の任期が11月8日、ほとんど同じなんです。提案するときにはなぜこれだけ差があるのか。大体任期は同じなのに、だったら同じ議会で提案すべきじゃないかというふうなことも思っておりましたので、そこら辺もちゃんと整理してしっかりやっていただきたいというふうに思いました。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

同意第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第6号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第6号についての討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 私は本案に対して反対の立場から意見を述べます。

反対する大きな理由として3年前の臨時議会における同氏の教育長任命の同意案件の討論の中で指摘した事項、及びその一カ月半後に開催された12月定例会で、私の一般質問に対する答弁内容がいまだに実行・改善されずにいます。教育長としての熱意・意欲に欠けていると思わざるを得ません。今後3年間の大宜味村教育行政のトップを任せるには熱意と力量が感じられず大宜味村の教育行政に対して危機感を抱いております。

本村の大きな事業であり、村民の関心の高い小学校の統合と中学校の移転に関しては、開校・移転後、

5年と半年が経過しているにもかかわらず、十分な検証と点検・評価がなされてなく、大きな疑念を抱いております。

村内にあった4小学校は、平成28年4月1日に一つの学校に統合され、併せて中学校も同じ敷地内に移転し、小中連携・一体型の新しい学校として誕生しました。

人口減少や少子化等の理由により複式学級を余儀なくされ、集団での教育に様々な弊害をきたし、小規模校ならではの課題が山積しておりました。これらの課題を解決すべく、よりよい教育環境の整備構築のために、小学校の統合がすすめられた経緯があります。

統合・移転に向けては、時間をかけ、丁寧な住民説明を開催し、可能な限り村民の意向や声を反映させた形での開校に至ったはずです。

一方で、統合に際しては多くの課題や懸念される事柄もあり、それらを乗り越え、村民のご理解のもと新生大宜味小学校と中学校が新天地に新しい形の学校として開校しました。学校の統合・移転はゴールではありません。新たなスタートです。統合・移転に際しての目標・目的は達成されたのか。課題は解決されたのか。地域はどのように変わっていったのか、不測の事態は発生していないか等。統合・移転前の学校及び地域コミュニティと現在を比較し、検証・点検・評価を行い、今後の学校創りに活かさなければならぬと考えます。

百数十年の歴史と伝統のある4小学校を、苦渋の決断をして一つの学校に統合するという、村の一大事業でもありました。メリット、デメリット等、様々な評価や影響、又は課題が出ていると思います。検証・点検・評価にあたっては、在校生や現在の教職員を始め、卒業生や人事異動で他校へ異動になった教職員を含め、さらに、保護者や全村民までを対象に聞き取り調査やアンケートを実施し、深く掘り下げて早急を実施すべきでした。村民を巻き込んだ一大事業の結果を村民に公表し説明する責任があり、教育委員会の義務でもあります。今後の学校経営に生かすために必ず実施しなければならない重要な業務であったはずです。ところが、米須教育長は、総合的な検証・点検・評価を令和元年・令和2年あたりに行いたいと考えている、と私の一般質問に答えています、3年近く経過しても未だ実施されていません。

適切かつ効果的な検証・点検・評価を行うには実施時期が大切であります。時期を失すると大変難しくなります。大宜味村教育委員会は今、真にそのような状態に陥っているのではないですか。教育長のリーダーシップが真に問われる教育行政の大きな課題です。

私はこのような観点から現在の大宜味村教育行政の進め方に大きな疑念と危機感を抱いており、どの方向に進んでいくのか大変心配しております。本案に同意する気持ちには到底なりません。議員諸氏のご理解をお願いし、反対討論と致します。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私は、同意第6号について賛成の立場で討論いたします。

先ほど来から質疑と今の反対討論を聞いて、急遽この賛成討論をすることになりました。もう大変残念であります。ああいう質疑、全く無意味な質疑であるし、この今の反対討論を聞いてみると、理由に3年前に討論した事項とということで討論したんですが、あなたが3年前に討論したことに村長が教育長に及ぼす影響はかなり強く、言わば一心同体の関係と言っても過言ではないと思いますと言っているわけです。教育長時代に私の質問に何と言いましたか。これは一蓮托生じゃないとはっきり言ったんじゃないですか。自分の立場上を考えて物を言ってください、議会で。物事に合ったことに対してきち

んと言うのが筋じゃないですか。あなたの言うことは、要するに執行部に対する嫌がらせ。こういう質疑、討論にしか聞こえません。もう少し自分の立場をしっかりとわきまえて物事を言ってください。これが議会の定義だと私は思っております。

いろいろ現教育長に対する反論も言いましたが、あなたはどうだったの？ 何をしたの？ 勝手気ままなことばかりやってこういうことを言える立場であるか。現教育長に対しては何も反対するようなものが見つからない。ありません。こういう人こそが教育長にふさわしい。前教育長よりもずっとましであります。

提案理由にもありましたが、これまでの実績、現教育長は本当に緻密に、着実に物事を判断し実行するタイプであり、今反対討論をした方のように勝手気ままに、思いつくままに文句ばかり言っているような人ではありません。これからの大宜味村の教育にはこういう方が断然ふさわしいと私は思います。これからの大宜味村の教育に関しても、村長からも提案理由がありましたが、この村史編纂の大きな事業もあり、今後、認定こども園の充実した施設、そして学校教育においても何の成果がないというふうなことを言っていますが、この統合自体が前教育長によって拙速な統合で、何もまとまったことのない、早まった統合であったことの、この後腐れのあるようなものを今の教育長は処理しているようなことであります。

だからこれからも現教育長にとっては大宜味村の教育のために頑張っていくと思いますが、議員各位の賛同を得たく賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから同意第6号 教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって同意第6号については、同意することに決定しました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第34号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第34号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について

大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求めます。

記

1 契約の目的 大宜味村新庁舎建設建築工事

- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金8億3,215万円
- 4 契約の相手 大宜味村字喜如嘉1117番地の1
株式会社 丸孝組
代表取締役 前田 孝明

令和3年10月29日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（新城 寛建設環境課長 登壇）

- 建設環境課長（新城 寛） 議案第34号、大宜味村役場は昭和47年に建設され、老朽化に伴い建替事業の計画を進めてまいりました。

本事業は計画を実行に移し、大宜味村役場庁舎本体の建築工事となっております。地上3階、屋上部にペントハウス（電気・機械室）及びホバリングスペースを設けた面積約3,750平米余りの鉄筋コンクリート造の建物となっております。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第35号 大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第35号 大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について

大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村新庁舎建設電気設備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金2億7,885万円

4 契約の相手 本部町字伊野波658番地の2
有限会社 沖工設
代表取締役 平良 哲治

令和3年10月29日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容については担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（新城 寛建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（新城 寛） 本議案については、庁舎本体の電気設備工事となっております。

主に電灯設備、幹線設備、受変電設備等、電気系統の工事となっております。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 議案第35号については、現在LED防犯取替え工事の件で会計検査院から今指摘を受けて調査中の契約相手であり、そして同じく契約相手の隊列する工場の取締役も担っている。そういう時期に何で請負の指名や契約があるということは行政上問題があると思います。そのことについて回答を求めます。

また、最低制限価格の複数制度の設定を採用している、今年度からしているにもかかわらず、なぜこの最低制限価格の比率の公表はしているのか。もししていなければ何でしていないのか。その辺を聞きたいと思います。よろしく願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） ではお答えいたします。

今現在、調査中ということでございましたが、実際には指摘を受けて本村としては修繕していくということでの回答で検査のほうは、手直しの工事をしていくということで去る12月の議会で補正予算のほうを可決していただいて、修繕のほうも完了しております。また当該業者につきましては補正予算後、選定委員会の中において指名停止等の措置のほうも行って終わっておりますので、指名停止の措置が終わった後の推薦ですので、問題はないかと思います。

また、複数方式のものにつきましては、入札の場においては3つの選択肢の中から当日参加されている業者の中で決定していただいているもので行っておりますので、複数方式のほうでの契約となっておりますので、公表につきましてはその参加している業者の中では公表はしているんですけども、実際にこの見積結果報告等のほうは従来の様式に沿って行っているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 会計検査院の指摘を受けて報告していると。でも会計検査院は11月をめどにしてこの結果報告を公表するという事になっているんですよ。まだ調整中。そして去る9月議会でもい

ろいろ話し合ったんですけれども、調査中だからということで村当局は資料を提供してくれませんでした。何でそのことが、今言っていることと矛盾しているんじゃないですか。その件と。

それから最低制限価格の複数方式のまま2通りやっていると。その率の問題を私は聞いているんです。この率はどういうふうを設定しているかということで、それは業者やそういうところがある程度、この積算見積りをするときに目安として、そして積算の努力をきちんと答えるような指標でもあります。ところが今回、今までは80%台だったのが、今回は90%以上に上がっている。約92%になっています。それが今回この入札結果報告書にあるように、8業者指名されており、2業者は予定価格をオーバーしております。そしてさらに5業者は最低制限価格を下回ったために失格となっています。残りは1者だけです。それがなぜかという、今までは80%台の最低制限価格の算定比率だったのが今回は92%。これだけの大きな工事なのに、普通だったら下がるんだけど上がっている。そしてその人たちは過去のデータを基にしていろいろ積算して挑んだんだけどそれから落ちているわけだから、当然落ちてもおかしくない。さらに受かったところはこの92%に近い額で受けている。だから今まで私も過去の議会で特捜に呼ばれて事情聴取も受けたと、官製談合しているんじゃないかというような話があつて、それがますます深まってきているという感じがします。それが癒着だと私は思っています。1業者しか適用しない。その最低制限価格の複数制度は設定したけど、比率については公表しているんですかと私聞いたけど答弁していない。していない理由はなぜなのか。それも聞きたいですのでそれも教えてください。

そしてさっき言った、今、国の会計検査院がまだ公表していないんですよ。その矛盾と2点答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） では、まず1番目のほうにつきましては、先ほどもお答えしましたが、指名停止、指摘を受けた件については指名停止の措置を行っておりますのでそのようになっております。

率に関しましては、10分の7.5から10分の9.2の間の範囲内で設定するというようになっております。予定価格の中から従来の最低制限価格というのを求めて、そのうちから50通りをランダムに6通り選択し、その6通りの中から村長のほうで3つを選んでいただいているということになっておりますので、何ら問題ないものと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 指名停止しているというのに何で指名しているんですか。それで会計検査院はまだ公表もしていないんですよ、この内容を、全容を。また私たち議会もそれがあからと言って審査、審議もきちんとしていない中でそうやっていると。これは明らかに矛盾しています。なぜ一方的に外部から問題があるという指摘を受けているのに、指名停止しているのに発注しているかと。そういう矛盾が払拭できません。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時37分)

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

(午前10時38分)

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書き

の規定によって特に発言を許しますが、簡潔にお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 休憩中に75%から92%の間と言っておりましたけれども、今までは80%台。今回の発注は約92%の比率で設定されています。それで大型工事だということになります。従来より上げたところに疑義が持たれていると思います。私たちもその件はやっぱりさっきの入札結果報告書を見るとそういう矛盾を感じますが、なぜ私が最初から質疑している最低制限価格方式の算定の公表、うちは何%で設定している。3通りあれば3通りの何%だということである程度基準は言っておかなければ、業者だって公表にいかないんじゃないですか。私は予定価格の件もずっと言っています。その辺はずっと追及していきたいと思いますが、なぜ今回この算定方式を公開したのかしなかったのか。しなかったならばなぜかということをお聞きしています。それをちゃんと教えてください。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) 先ほどもお答えしましたが、この公表につきましては、その3通りの最低制限価格の1、2、3のうち1つに参加している業者の方で決定していただいて、その場では3通りのものは全て公表しております。価格までですね。基準につきましては先ほども言ったとおり、75から92の範囲内の中で行っているということと、あと従来は80%とかという話がありましたが、そこはですね、予定価格の中から各経費に基づいての率の基準がありますのでそこを算定したときに、80何%になるときもあれば92%に近い額になるときもございますので、そこら辺は村長の判断の中でやっているわけではなくて、その基準の率に合わせてやっているところでございます。

すみません、先ほどちょっと私の答弁が漏れていたというか、指名停止につきましては、令和3年1月6日から令和3年4月5日までの3か月間を指名停止の期間として措置しておりますので、答弁漏れておりました。すみません。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) 私から議員にお願いしておきたいと思います。

先ほどもそうなんです、これまでの議会もそうなんですけれども、何か警察に通報して、告訴してどうのこうのというふうな発言がこの本会議場であるということ自体が大宜味村の行政にとって大変不名誉なことであって、議員も大宜味村の村民ですから、やっぱりしっかりとその辺は判断して質疑していただきたい。そのことは業者においても相当の打撃があります。その辺はわかまえて議員活動をしてほしいなと思っております。

それから今の最低制限価格の3つの案は3件つくりますから、これは参加する業者がくじを引いて決めるんです。どこということを、一番最低の価格であったら、もしかしたら失格になった皆さんは入っている可能性もあるわけですね。その辺は業者の皆さんも3つの最低制限価格については公表しているわけですね、その場で入札後ですよ。そういうふうなことでありますから、ぜひ議員も理解していただいて、この入札制度の在り方についてもいろいろあちこちへ行ってやっているみたいですが、大宜味村の悪口だけはできるだけ言ってほしくないと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで吉浜 覚議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) 私は経済建設常任委員会ではありませんのでお伺いしておきたいと思っております。

平成26年度頃から村発注の電気設備工事は今回落札した有限会社沖工設と有限会社平良設備工業と指

名会社2社で指名のあった工事をほぼ全て落札しております。大宜味村建設工事請負業者選定委員会では手抜き工事を行った業者をなぜ指名したのかを、この場に出席している選定委員会委員全員に理由をお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） まずお答えしていきたいと思います。

先ほど総務課長のほうからもありましたとおり、まず指名停止は行ったと。それをもう終わったということで、指名停止の期間が終わったということで今回の指名した理由に入っております。

それとずっと手抜き工事手抜き工事という話があったんですが、そのあたりは村の責任もあるということで、今までも総務課のほうから説明があったとおり、全部が業者の責任ではなく、村が設定したものを区長、あるいは地域の皆さんからの要望で移設させた。それを了解した村の責任もあるということでこれまでも村長、副村長の給与の削減の条例等も可決していただきました。それはやはり村にも責任があるということでそういう給与条例の削減もあったと思います。そういう意味で村もひとつの責任があるという、全てが業者の責任ではないという。そのあたりも何と申すか、そういうものも含めてもう既に指名停止も終わったということで、一つの罪を犯したものを、ずっと罪をかぶるということもおかしいだろうということもあって今回指名の中に入れております。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） では私も選定委員ですので、ただいま選定委員の委員長である副村長のほうからもありましたが、やはりこの指名停止の措置の期間が終わっているところから、今回指名のほうに賛同いたしました。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

私も選定委員ということでありますので、当該の事業者の話だと思うんですが、同様に指名停止の話は選定委員会の中でも話がありました。なので、指名停止期間の終了があるということから指名はできるところでの判断だということになりました。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 私も選定委員でございますのでお答えします。

重複しますが、指名停止というペナルティーを課しまして、その期間が終わったということもありまして指名も妥当だということでの判断になりました。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 自分のほうも選定委員なので、今までほかの選定委員の皆さんが言われたような形で賛同しております。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

先ほどからございますように、指名停止の期間の措置も終わっておりますので今回指名に入るということは特に問題ないという判断になっております。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 各選定委員の皆さん同じようなことなので、もう一つ、今回指名していったという部分に関しては、やはり技量はあるという判断の下でやっているところでございます。指

名委員会のほうも開いてやっておりますし、今までの事例の中でも、ほかでも指名停止の後、じゃあ指名がないのかと言われますと、そうではなくその期間を経てやった場合には次からはまた指名を入れられるような事例もございますので、我々としては技量があるという判断の中で指名しております。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 少し漏れていましたので、この各課から推薦が上がってきたときに審議するものが、村と関わりがある業者は抜けていないのかとかそういう話はします。それと北部地区内の事業者を、村内にはほとんどそういう事業者がないものですから、できるだけ北部の事業者、会社に参加してもらいたいということもあって北部を中心にですね。安謝橋電機、あるいは金城電気あたりはこれまでも指名されていて、塩屋、喜如嘉の関係があります。照屋電気のほうもこれまで指名はなかったんですが、創設者が上原出身ということもあって推薦しております。沖電工あたりも根路銘の関係があるということもあって、村内の関係者あるいは北部を中心に選定はしてきております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） この続きは12月の一般質問で行いたいと思います。

報告しておきますが、地元出身の電気設備業者は大宜味村発注の工事で頑張って大宜味村に恩返しをしたいとの強い思いがあります。だが、今の状況ではどんなに頑張っても落札受注できないと非常に悔しい思いをしているとの話を聞きました。報告しておきます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第36号 大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第36号 大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約について

大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村新庁舎建設機械設備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億3,794万円
- 4 契約の相手 大宜味村字塩屋897番地
有限会社 一円産業
代表取締役 津波 徳正

令和3年10月29日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（新城 寛建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（新城 寛） 議案第36号、庁舎本体の機械設備工事となっております。

主に空調設備、換気設備、給水設備、配水設備、あと浄化槽設備の工事となっております。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今説明がありましたけれども、入札結果報告書を見ると7者指名されております。そして辞退が2者いますけれども、村内の業者が1者でその機械設備工事をする資格のある業者が村内にはほかにいないかなど。またほとんど1者、今回落札した業者が毎回出てきているような感じもありますけれども、さきに副村長から説明があったように村出身の方とか村内の方がほかに業者がいないのか、その辺説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 村内における資格がこの業者一円産業1者になっておりますので、村外のほうから、さらには村出身のものからの選定になっております。

先ほどその前の議案の中でもお話ししていたように、まず地域性、北部圏域のところのものを考えながら、あとは村出身の中南部の業者のほうの選定を行っているところです。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私が分かるのは、この4番の、今回経営者が変わっているなど思っているんですけど、創業者は大宜味出身だということは認識していますけれども、浦城産業、村出身のものでは1者だけですか。ほかにないですか。その辺を説明求めます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 県内、あるいはたくさんの事業者があります。その中でどこが村出身の社長がいるのか、ほかの役員がいるのか、そのあたりを把握するというのは大変なことで、やはり情報がなとなかなかそのあたりを、全てそこで賄うというのはなかなか難しいなと思っております。何かあるたびにそういう情報を得るようにはしているんですが、一心会の運動会の冊子を見たり、そういうものをしているんですが、なかなか広がらないというのがあります。やはりそのあたりはそこには村出身の会社があるよという話をぜひ情報等ももらいたいと思います。そういうことで村出身のほうにも広げるということはできると思います。今の状況ではなかなかそれは難しいということで、今の7者の指名になってきております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 副村長が今説明したとおり、一応理解しているんですけど、具体的なものでは一番は村内では1者と、その指名の4番目の浦城産業は経営者が変わっているけど、創業者が大宜味村

出身と。ほか、この中に大宜味村出身の経営者はいますか。それを聞きたいです。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 先ほど経営者だけじゃなく、また大宜味村に関係する職員がいたり、いろいろ営業のほうでも我々のところに来る分もございしますが、経営者としては今のところその1者のみだと考えております。先ほど話したようにまず北部圏域とか、その後考えていくというような形で推薦しております。

○ 議長（平良嗣男） これで吉浜 覚議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第37号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第37号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）

令和3年度大宜味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億940万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年10月29日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては私のほうから説明します。

予算書1ページをお開き願いたいと思います。

歳入につきましては、14款国庫支出金94万3,000円の増額ですが、主に新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金によるものです。

18款繰入金93万8,000万円の増額ですが、結い基金によるものです。

予算書の2ページをお開き願います。

歳出につきましては、4款衛生費94万3,000円の増額ですが、新型コロナワクチン接種事業によるものです。

6款農林水産業費400万円の増額ですが、公有財産購入費によるものです。

7款商工費93万8,000円の増額ですが、ふるさと納税事業費によるものです。

予備費400万円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきたいと思います。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと
思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定
しました。

◎意見案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 全員発議により提出されました意見案第8号 海底火山噴火による
噴出した漂流漂着軽石に関する意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。2番 宮城良治議員。

（2番 宮城良治議員 登壇）

○ 2番（宮城良治） 意見案第8号 海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書
上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年10月29日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城良治 仲井間宗利 大城佐一 友寄景善 大山美佐子 大城邦彦 宮城 貢 吉浜 覚
賛成者 安里重和

提案理由 小笠原諸島の海底火山による漂流漂着軽石の影響で沖合、海岸、河川、漁港等に深刻な問
題となっている。国の責任において早急に現状把握はもとより、漂流漂着した軽石の除去を求めため。

海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書

今年8月、小笠原諸島の海底火山「福徳岡ノ場」で発生した、国内最大クラスの噴火により、大量の
軽石が噴出され、海流の影響で西側へ移動し、10月上旬以降、沖縄本島及び周辺離島や奄美大島などに

次々と漂着している。

漂着した大量の軽石は、県内各地の漁港や海岸及び河川などに漂着しており、漁港が覆い尽くされることで、漁業者が出港することが出来なくなったり、生け簀の魚が死んでいる状況である。10月28日付の地元新聞によると、県内11市町村で漂着軽石が漁港内に流れ込むなど漁港関係者を中心に深刻な被害が出ていることが明らかになった。

また、景観悪化によりホテルの宿泊や、マリンレジャー体験がキャンセルになるなど、各方面に影響が出てきている。

特に隣村である、国頭村辺土名漁港の被害は、全国的に大きく報道されており、我が大宜味村においても出港した船がエンジン不具合を起こして止まるトラブルが発生している。大宜味村の沖合、海岸及び河川などに多くの軽石が漂流漂着しており、海人（漁師）が生活できない状況になっている。また、景観・環境及び生態系等に大きな問題となっており、今後は更に多方面に被害が拡大しないかと大変危惧しているところである。

このような状況であることから、本村議会は、政府において下記事項についての早急な対応を求める。

記

1. 漂着軽石の現状把握はもとより、漂着軽石の経路の予測を行い、被害を最小限に抑えること。
2. 漂着軽石により損害を被った個人や事業者への補償を行うこと。
3. 政府と自治体の連携体制の構築を図ること。
4. 国の責任において、漂流漂着した軽石を除去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月29日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産大臣、環境大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第8号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第8号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第8号 海底火山噴火による噴出した漂流漂着軽石に関する意見書を採決します。
原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。
したがって意見案第8号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前11時10分)

-
- 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

◎諸般の報告

- 議長(平良嗣男) これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に大山美佐子議員、副委員長に友寄景善議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

-
- 議長(平良嗣男) 委員会審査のため休憩します。

(午前11時18分)

-
- 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時31分)

◎日程の追加

- 議長(平良嗣男) ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第34号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について、議案第35号 大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について及び議案第36号 大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第34号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について、議案第35号 大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について及び議案第36号 大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第34号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について、議案第35号 大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について及び議案第36号 大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第34号～議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 追加日程第1 議案第34号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について、追加日程第2 議案第35号 大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について及び追加日程第3 議案第36号 大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約についてを一括議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第158号

令和3年10月29日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第34号	大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について	可決 全会一致
議案第35号	大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について	可決 賛成多数
議案第36号	大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約について	可決 全会一致

（宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第34号～議案第36号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、本日午前10時40分からの審査予定を45分繰り下げて午前11時25分から審査をいたしました。

はじめに、議案第34号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について説明いたします。

本件の目的は、大宜味村の新庁舎（本庁舎）は、1972年（昭和47年）に建設され、49年が経過しています。

これまでの村の取り巻く社会情勢の変化や施設の老朽化に伴い、新庁舎の必要性が高まっているため新庁舎整備を実施するものであります。

1、契約の目的、大宜味村新庁舎建設建築工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、金8億3,215万円。4、契約の相手、大宜味村字喜如嘉1117番地の1、株式会社丸孝組、代表取締役前田孝明。工事場所、大宜味村字大兼久地内。

工事概要は、建築工事一式、地上3階建て、鉄筋コンクリート造、延べ面積3,753.47㎡。

履行期限は、令和4年12月26日までとなっております。

次に議案第35号 大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について説明します。

本件の目的は、議案第34号と同じ内容となっております。

1、契約の目的、大宜味村新庁舎建設電気設備工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、金2億7,885万円。4、契約の相手、本部町字伊野波658番地の2。有限会社沖工設、代表取締役平良哲治。工事場所、大宜味村字大兼久地内。

工事概要は、電気設備工事一式。主に電灯設備、幹線設備、受変電設備、電気系統等の工事。

履行期限は、令和4年12月26日までとなっております。

次に議案第36号 大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約について説明します。

本件の目的は、議案第34号と同じ内容となっております。

1、契約の目的、大宜味村新庁舎建設機械設備工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、金1億3,794万円。4、契約の相手、大宜味村字塩屋897番地。有限会社一円産業、代表取締役津波徳正。工事場所、大宜味村字大兼久地内。

工事概要は、機械設備工事一式。主に空調設備、換気設備、給水設備、配水設備、浄化槽設備の工事。

履行期限は、令和4年12月26日までとなっております。

議案第34号～議案第36号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、議案第34号及び議案第36号は全会一致で、議案第35号については賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第34号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第34号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第35号 大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号 大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

まず、反対者からの発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 議案第35号 大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、契約の金額、2億7,885万円、契約の相手、本部町伊野波658番地、有限会社沖工設、代表取締役平良哲治となっている。

しかし、有限会社沖工設代表取締役平良哲治は、現在会計検査院による会計実施検査によるLED防犯灯取替工事の指摘を受け現在調査中で、指摘事業の契約相手でもある。また、同一事業の契約相手として名護市宮里7丁目3番11号、有限会社平良設備工業の取締役も担っている。会計検査院による会計実施検査の結果の公表がされない現在での請負工事の指名や契約は行政執行上問題がある。

LED防犯灯取替工事については、議会でも事業を把握する資料が殆ど無く、行政効果の客観的判断に基づいた審査・審議が出来ない状況にあることや、手直し工事の随意契約や施工費の問題も指摘されているこの時期に、工事請負の入札指名や契約の締結はあってはならないことである。

今回の入札結果報告書によると入札業者8者で、2者は予定価格を超過、5者は最低制限価格を下回ったため失格で、予定価格を超過せず最低制限価格を下回らなかったのは1者のみであったことが、不自然で極まりない入札であったことを証明している。

これまでの過去5年の電気設備の最低制限価格の設定の比較は、予定価格の87.40%~89.37%での設定が、今回の新庁舎建築電気設備工事は91.96%の設定になっている。今回の大型案件はこれまでの事例の80%台から90%超えになっており一般常識とは真逆になっている。

村は、予定価格の事前公表については、公表することにより予定価格が目安となって、競争が制限され落札価格が高止まりになること、業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることから契約締結後に公表するとしている。

しかし、最低制限価格の複数設定については、今年度から採用しているのかかわらず最低制限価格算定方式を公表もせず、今回最低価格の比率を上げたために、多数の業者の見積もり努力を損ねるどころか、努力が報われることなく失格となっている。特定業者のみが適合し落札に繋がった実態は、官製談合疑惑や癒着体質がより一層深まったと言える。官製談合が可能な制度を絶対に許してはならない。

よって、品質確保を追求し真面目に工事に取り組む業者や村民に背き、透明性、公平性、公正性をないがしろにした議案について認めるわけにはいきません。どうか、本議案に対し各議員の反対を求め討論とします。

○ 議長(平良嗣男) 次に本件に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。

これから議案第35号 大宜味村新庁舎建設電気設備工事の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第36号 大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号 大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 大宜味村新庁舎建設機械設備工事の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第36号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長(平良嗣男) ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第37号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第37号を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第37号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎議案第37号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 追加日程第4 議案第37号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第159号

令和3年10月29日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第37号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致

（大山美佐子予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（大山美佐子） ただいま議題となりました議案第37号について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、財務課長、住民福祉課長、企画観光課長兼プロジェクト推進室長及び産業振興課長兼農業委員会事務局長の出席を求め、本日午前11時10分からの審査を35分繰り下げて午前11時45分から行いました。

議案第37号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）の主な内容は、新型コロナワクチン接種委託料及び長寿の癒やしの森エリア活用事業用地取得による、188万1,000円の増額補正であります。

議案第37号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）は、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第37号についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第7回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 0時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員